

全体会計財務書類における注記

I. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却価額は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得価額（又は償却原価法）

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却価額は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、①～③すべて、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～50年

工作物 3年～60年

物品 3年～15年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア 5年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から徳島県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、徳島県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち牟岐町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体（会計）については税抜方式によっています。

Ⅱ. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

Ⅲ. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

Ⅳ. 偶発債務

偶発債務はありません。

V. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

	団体（会計）名	区分	連結の方法
1	牟岐町国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結
2	牟岐町介護保険特別会計	特別会計	全部連結
3	牟岐町後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結
4	牟岐町簡易水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結

※一般会計等財務書類の会計に追加して上記の団体が含まれます。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定とされていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和6年度予算において、財産収入として措置されている資産。

イ 内訳

該当無し